

日本全国に「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が出されています。
町民のみなさまの健康を守るため、今後の状況によって、
『広報やおつ』もしくは『お知らせ版』などに掲載している
行事・イベントが開催できない場合があります。
また、感染拡大防止のため、自治会文書の配布・回覧に関しても、
マスクの着用と手洗いを行っていただくなど、
感染予防にご配慮ください。
みなさまのご理解とご協力をお願いします。



(町民課)

家屋の新築・増築・取り壊しは役場に届出を

次の場合は、役場本庁舎1階 町民課 資産税係に届出をお願いします。

【新築・増築をしたとき】

調査は、完成した家屋から順次行っていますが、入居後になる場合があります。
入居前の調査を希望される方は、完成後お早めにご連絡ください。
※現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、家屋の調査を見合わせています。

【取り壊しをしたとき】

届出がないと課税されてしまうことがあります。お早めにご連絡ください。
取り壊した建物の用途や取り壊し状況により、土地における住宅用地の特例措置が受けられなくなる場合があります。

【未登記家屋の所有者を変更したとき】

手続きをされないと、翌年度以降も前の所有者に課税されてしまいます。忘れずにお届けください。

お問い合わせ先
町民課 資産税係
☎43-2111
(内線2119)

手洗いの、5つのタイミング

公共の場所から
帰った時



咳やくしゃみ、
鼻をかんだ時



ご飯を食べる時



前と後！

病気の人の
ケアをした時



外にあるものに
触った時



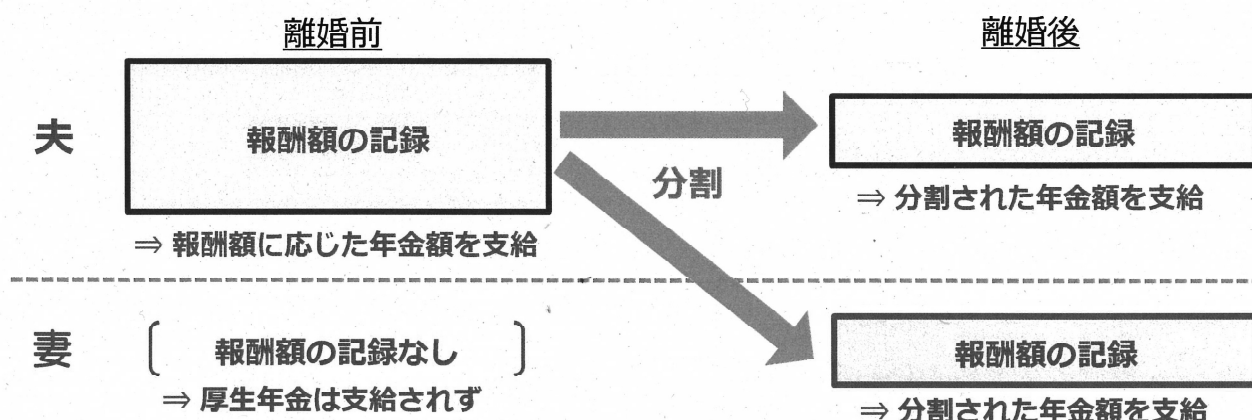
離婚時の年金分割制度のお知らせ

- ▶ 離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。
- ▶ 離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要があるので、お早めに、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターまでご相談ください。

離婚時の年金分割のイメージ

- ✓ サラリーマン等が加入する厚生年金は、給与等の報酬の額に応じて保険料を納付し、報酬額の記録に応じて厚生年金が支払われます。
- ✓ 離婚時の年金分割が行われると、婚姻期間中について、厚生年金の支給額の計算の基となる報酬額の記録が分割されることになり、年金額をお二人で分割できます。

【例：サラリーマンの妻である専業主婦であった方の場合（厚生年金）】



年金分割の方法（2種類）

※いずれの場合も離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要があります。

①合意分割

- ✓ お二人からの請求により、年金を分割できます。
- ✓ 年金分割の割合は、お二人の合意、または、裁判手続によって決定されます。

②3号分割

- ✓ サラリーマンの妻である専業主婦の方など、国民年金第3号被保険者※であった方からの請求により、年金を分割できます。
- ✓ 年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。
- ✓ 平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象になります。

※ 厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の方

年金事務所や年金相談センターの所在地は以下のホームページをご参照ください。

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>